

## リスク管理債権に対する担保・保全及び引当金の引当・保全状況

(単位:百万円)

### 1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

区 分	平成25年度	平成26年度
破綻先債権額(A)	617	543
延滞債権額(B)	5,011	5,156
合計(C) = (A) + (B)	5,628	5,700
担保・保証額(D)	3,352	3,083
回収に懸念がある債権額(E) = (C) - (D)	2,276	2,616
個別貸倒引当金(F)	1,802	1,882
同引当率(G) = (F) / (E) (%)	79.18%	71.94%

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
- ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額は担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 個別貸倒引当金は、貸借対照表上に記載した金額ではなく、破綻先債権額、延滞債権額に対して個別に引当計上した金額です。

7. 貸倒引当金には、貸借対照表上の一般貸倒引当金を3か月以上延滞債権額・貸出条件緩和債権額との比率に応じた額を記載しております。

### 2. 3か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

区 分	平成25年度	平成26年度
3か月以上延滞債権額(H)	78	114
貸出条件緩和債権額(I)	284	236
合計(J) = (H) + (I)	362	351
担保・保証額(K)	253	181
回収に管理を要する債権額(L) = (J) - (K)	109	170
貸倒引当金(M)	44	36
同引当率(N) = (M) / (L) (%)	40.89%	21.26%

### 3. リスク管理債権の合計額

区 分	平成25年度	平成26年度
合計(C) + (J)	5,991	6,052

## 金融再生法開示債権

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2,927	3,139
危険債権	2,723	2,585
要管理債権	362	351
正常債権	138,422	137,060
合 計	144,435	143,136

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権(以下、破産更生債権等という)です。

2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 要管理債権とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。

4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権等、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。

## 金融再生法開示債権保全状況

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
金融再生法上の不良債権 (A)	6,012	6,076
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2,927	3,139
危険債権	2,723	2,585
要管理債権	362	351
保全額 (B)	5,472	5,206
貸倒引当金 (C)	1,850	1,923
担保・保証等 (D)	3,621	3,282
保全率 (B) / (A) (%)	91.02%	85.68%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D)) (%)	77.42%	68.85%

(注) 貸倒引当金は、個別貸倒引当金および要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

## 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
貸 出 金 償 却	71	19